

居宅介護支援事業所ひがしばた（指定居宅介護支援事業） 重要事項説明書

1. 事業者

法人名	社会福祉法人 絃寿福祉会
所在地	愛知県安城市東端町鴻ノ巣72-2
電話番号	0566-73-8211
FAX番号	0566-73-8212
代表者	理事長 稲垣光昭

2. 事業所

事業所名	居宅介護支援事業所ひがしばた
所在地	安城市東端町鴻ノ巣72-2 (特別養護老人ホームひがしばた内)
電話番号	0566-73-8213
FAX番号	0566-73-8256
緊急時連絡先	090-3588-2053
管理者	杉浦 厚子
開設年月日	平成24年12月1日
指定事業所番号	2373101654

3. 事業の目的

要介護状態にある高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営んでいただくことができるよう支援することを目的とします。

4. 事業の運営方針

- (1) 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況やその置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、居宅サービスが特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公平中立に行います。
- (4) 関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

5. 職員の種類、員数

事業所には次の職員を配置します。

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 管理者（兼務） | 1人 |
| 2 主任介護支援専門員 | 2人（兼務1名、専従1名） |
| 3 介護支援専門員（専従） | 2人 |

6. 事業の実施地域

- (1) 実施地域
別紙参照

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日、1月1日、2日は除く）
営業時間	8：30～17：30

7. サービスの内容

(1) 居宅サービス計画の作成

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画作成の流れ

- ① 事業所は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ② 居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用者等の情報を適正に契約者またはその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標・その達成時期・サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

(3) 居宅サービス計画書作成後の便宜の供与

- ① 利用者およびその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画書の実地状況を把握します。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入所・入院を希望する場合には、介護保険施設への紹介、その他の便宜の提供を行います。

(6) 地域包括支援センターとの連携

要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図ります。

(7) 訪問介護等の割合等

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況についてを別紙に記載しています。

(8) その他

指定介護予防支援事業者から介護予防支援業務の委託を受ける場合、または介護予防支援業務を実施する場合には、当該事業所の介護支援専門員1名あたり8人を上限とするとともに、その業務量を勘案し、当該業務が適正に実施できるようにいたします。

8. サービス料金

(1) 居宅介護支援に関する利用料金

事業所が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、**利用者の自己負担はありません。**

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いください。

介護予防支援費 居宅介護支援費	要支援 1・2 要介護 1・2 要介護 3・4・5	472単位 1,086単位 1,411単位
初回加算	・新規、介護区分が2段階変更となった場合⇒300単位 ・病院・施設等により、退院・退所するにあたって、必要な情報提供を受け、居宅介護支援を行った場合⇒300単位	
その他の加算	・特定事業所加算ⅡまたはⅢ⇒421単位または323単位 ・入院時情報連携加算Ⅰ⇒250単位 ・入院時情報連携加算Ⅱ⇒200単位 ・通院時情報連携加算⇒50単位（1月に1回まで） ・退院・退所加算⇒450単位・600単位・750単位・900単位 ・複合型サービス事業所連携加算⇒300単位 ・ターミナルケアマネジメント加算⇒400単位	

(2) 交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は交通費の実費が必要です。自動車を使用した場合の交通費は、次の額です。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 k m未満	300円
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5 k m以上 1 0 k m未満	500円
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 1 0 k m以上	1,000円

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(2)の交通費はサービス利用終了時に、その都度お支払いください。

9. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替

- ① 事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。
- ② 利用者より選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 居宅サービス事業所について

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

(4) 病院等に入院しなければならない場合

退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口（担当者）

職名 介護支援専門員 管理者 杉浦 厚子

・受付時間 毎週月曜日～金曜日

9：00～17：30

(2) 行政機関・その他苦情受付機関

- | | |
|---------------------|---|
| ・愛知県国民健康保険
団体連合会 | 所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号
電話番号 052-971-4165
受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 |
| ・安城市役所高齢福祉課 | 所在地 安城市桜町18番23号
電話番号 0566-76-1111
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |
| ・碧南市役所高齢介護課 | 所在地 碧南市松本町28番地
電話番号 0566-41-3311
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |
| ・高浜市いきいき広場 | 所在地 高浜市春日町5丁目165番地
電話番号 0566-52-9871
受付時間 午前8時30分～午後7時
土日曜日、祝日は午後5時15分まで |
| ・刈谷市役所長寿課 | 所在地 刈谷市東陽町1丁目1番地
電話番号 0566-62-1013
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |
| ・西尾市役所長寿課 | 所在地 西尾市寄住町下田22番地
電話番号 0563-56-2111
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 |

11. 個人情報利用について

当施設は、契約書第8条に基づき守秘義務を守ります。但し、サービス担当者会議

・入院時など、必要がある場合には、知り得た個人情報を病院・介護サービス事業所等へ提供する場合があります。

12. 附則

施行日 平成24年12月1日 最新改定日 令和6年4月1日

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、利用者に対して本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

社会福祉法人紘寿福祉会 理事長 稲垣 光昭

説明者 ()

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援事業所ひがしばたにおけるケアプランサービスの開始に同意するとともに、個人情報に関する事項に同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(自署できない方は代筆者が署名し、代筆者氏名及び利用者との続柄を記載)

代筆者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____

家族代表者 住所 _____

氏名 _____ 続柄 _____